

かごしま 市民のひろば

編集と発行：鹿児島市広報課／〒892-8677鹿児島市山下町11番1号 市役所でのんわ：(代)224-1111

11月

平成11年(1999年)
第390号



主な内容

- 秋のイベント情報
まちづくりの主役は町内会
募集 消防団員
特定優良賃貸住宅入居者募集
交通災害共済
特集 国民年金
保育所入所案内

②③
④
⑤
⑥⑦
⑩

市の人口(推計)

(平成11年10月1日現在)		(前年同月比)
人口総数	550,815人	(+ 258人)
男	257,766人	(+ 120人)
女	293,049人	(+ 138人)
世帯数	225,997世帯	(+ 2,551世帯)

秋の一日を屋外で

澄んだ青空にカラフルなボールが舞い上がり、グラウンドには元気な声が響きわたります。朝晩はやや肌寒いですが、日中はとても過ごしやすく、スポーツやレジャーに絶好のシーズンです。さあ、みんなと一緒に楽しみましょう。

～写真は生き生き健康フェスティバル会場にて

市長隨想

そこで、ザビエルの鹿児島島渡来には、二人の薩摩人の出会いがありました。ザビエルに鹿児島への理解を深めさせ、薩摩の人々の目を海外に向けさせることになり、明治維新の偉業達成など、その後の歴史の舞台における大きな働きにつながっていましたのではないかと思います。

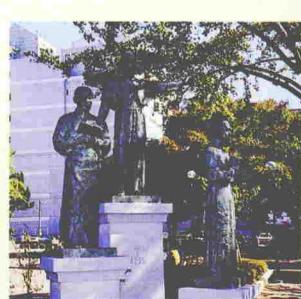
そして、このような異文化との出会いは、薩摩の人々の目を海外に向けさせることになり、西洋に派遣され、日本人としてはじめてローマ法王に謁見したベルナルドの二人です。このたび、四百五十年を記念して、ザビエル公園の一角に、ザビエルとこの二人の像が建立され、私共に往時を語りかけています。

さて、今年はフランシスコ・ザビエルが鹿児島に上陸してから、四百五十年という記念すべき年であります。ザビエルが鹿児島に第一歩をしたその頃の日本は、戦国時代の真っ只中であります。一方、西欧は大航海時代といわれ、すでに海を舞台にした交流が活発に行われていました。そのような背景の中ではじめての西洋人の渡来、そしてザビエルがもたらしたキリスト教や南蛮文化に、当時の薩摩の人々はさぞ驚かされたことと思います。

街路樹の銀杏の葉も色づきはじめ、秋が日に深まつてきました。

赤嶋義則

ザビエル上陸四百五十周年



ザビエル公園に建立された3人の像

体験 水族館一日飼育係

飼育職員による指導

- ◆内 容 担当生物の食事の世話、水槽の清掃、水質測定、魚の移動など
- ◆対 象 小学5・6年生
- ◆日 時 11月21日(日) 10時~15時
- ◆場 所 かごしま水族館
- ◆定 員 32人(超えた場合は抽選/当選者にのみ文書で通知)
- ◆参 加 料 無料
- ◆申込み はがきに住所、氏名(フリガナ)、学校名、学年、年齢、電話番号を書いて、11月15日(必着)までに〒892-0814本港新町3-1かごしま水族館「一日飼育係」担当へ【かごしま水族館 226-2233】

第2回 生涯学習講演会**読書シンポジウム**

- ◆内 容 人形劇、シンポジウム、講演[演題は「生き方を学んだ二冊の本」で、講師は中原ひとみさん(女優)]
- ◆日 時 11月27日(土) 12時40分~16時10分 中原ひとみさん
- ◆会 場 中央公民館ホール(どなたでも無料で入場できます。)
- ◆手話通訳があります。託児もできます。
〔市立図書館 250-8500・生涯学習課 227-1961〕

**国際協力講演会**

- ◆演 題 「途上国での落差に挑む青年」
- ◆講 師 三浦朱門氏(協力隊を育てる会会長・作家・元文化庁長官)
- ◆対 象 市内に住む人
- ◆日 時 11月20日(土) 15時~17時30分 三浦朱門氏
- ◆会 場 稲盛会館(鹿児島大学工学部内)
- ◆定 員 250人(超えた場合は抽選)
- ◆入場料 無料
- ◆申し込み 11月12日までに電話で国際交流市民の会事務局(国際交流課内) 239-9258

**科学館実験教室**

- 内 容 牛乳パックからがきをつくる
- 対 象 小学3・4年生
- 日 時 11月21日(日) 午前の部: 9時45分~12時15分、午後の部: 13時30分~16時
- 申し込み 11月13日までに電話で市立科学館へ

科学館木工教室

- 内 容 トイレットペーパーホルダーをつくる
- 対 象 18歳以上の女性(学生を除く)
- 日 時 11月25日(木)・26日(金)[2日間] 9時45分~12時15分
- 申し込み 11月17日(必着)までに往復はがきで市立科学館「木工教室」係へ

科学館パソコン年賀状教室

- 内 容 パソコンできれいな年賀状をつくる
- 対 象 18歳以上の人(学生を除く)
- 日 時 11月26日(金) 9時45分~16時30分
- 申し込み 11月18日(必着)までに往復はがきで市立科学館「26日パソコンで年賀状」係へ

ふるさと考古歴史館 企画展**どうたく 銅鐸—弥生青銅器の音と光—**

銅鐸のルーツ～朝鮮式銅鈴(辰馬考古資料館蔵)

古代の人々にとって、銅鐸とはどのようなものだったのでしょうか。

弥生時代に出現し、はじめは音を鳴らす鈴として使われていたようですが、次第に「見る」ものへと変わっていきます。

企画展では、この銅鐸の謎に迫りながら、さまざまな文化が大陸から伝わった弥生時代について考えるとともに、当時の鹿児島の様子を紹介します。

●会期 11月21日まで
(月曜日は休館)

●開館時間 9時~17時

●観覧料 一般200円 小・中学生100円

【ふるさと考古歴史館 266-0696】

古代火おこし体験

古代の火おこし器「まいぎり」を使った火おこし体験。子どもも大人も誰でも参加できます。一番上手に火をおこせるのは誰かな。



●日 時 11月中の毎週日曜日および祝日で、15時から16時(雨天の場合は中止)

●会場 ふるさと考古歴史館2階ペランダ(どなたでも無料で参加できます。)

海づくり公園**女性釣り教室**

- 内 容 釣り教室、実技指導
- 対 象 市内に住む女性
- 日 時 11月29日(月) 10時~14時
- 会 場 海づくり公園
- 定 員 100人(超えた場合は抽選)
- 参 加 料 参加および釣りざおの貸し出しは無料(エサ、オモリ、ハリなどは自己負担)
- 申込み 往復はがきに住所、氏名、電話番号を書いて、11月15日(必着)までに〒890-0062与次郎二丁目9-12 海づくり公園 250-3822へ

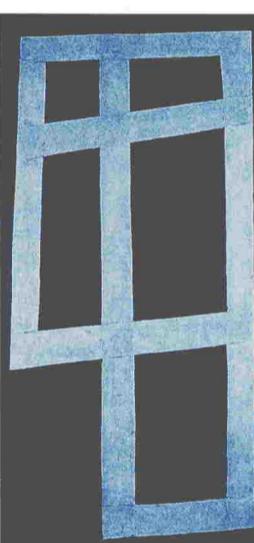
海づくり公園では、雄大な桜島を眼前に、安全で快適なファミリーフィッシングが楽しめます。(釣具の貸し出し[有料]もできます。)

◆開園時間 7時~17時(11月~3月)

◆休園日 火曜日(祝日の場合は翌日)

12月29日~1月1日

◆詳しくは海づくり公園 250-3822へ

市立美術館 小企画展**山口長男展**

山口長男は、日本での抽象絵画の代表的な作家一人です。

常に自然から学ぶことを大切にしてきた彼の作品は、素朴な風合いと触覚的な魅力にあふれています。

この展覧会では、油彩画11点のほか、水彩・素描、陶器の絵付けなどを展示します。

●会期 11月6日~12月26日(月曜日は休館)

●開館時間 9時30分~18時(入館は17時30分まで)

●観覧料 常設展と共に、大人200円、高校生・大学生150円、小・中学生100円

●ギャラリートーク

〔学芸員による常設展の解説〕

毎週土曜日14時から(11/20、12/11は山口長男の解説)

【市立美術館 224-3400】

初心者のための 日曜美術講座

- ◆内 容 はじめての水墨画
- ◆講 師 大谷喜郎氏(南九州水墨画展受賞者)
- ◆対 象 市内に住む人
- ◆日 時 12月5日(日) 10時~17時
- ◆詳しくは市立美術館 224-3400へ(申込期限11月20日)

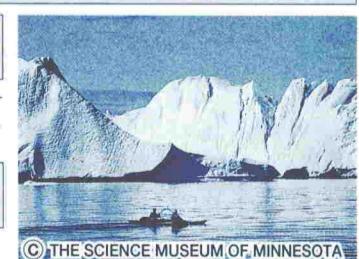
科学館宇宙劇場**オムニマックス映画(来年3月31日まで)
「大いなる大地」**

人間が立ち入ることを拒み続けた大自然。その美しい大自然とそこに生きる動物たちを紹介

**プラネタリウム秋番組(11月28日まで)
「しし座流星群」**

【市立科学館 250-8511】

11月29日~12月4日は番組入れ替えのため宇宙劇場はお休みです。

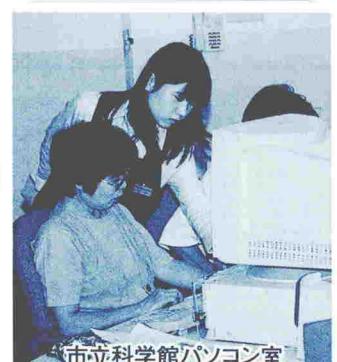
**メルヘンえいが会**

- ・11月20日(土)「フランダースの犬」「岩じいさん」
- ・12月4日(土)「ありときりぎりす」「鐘をならしたきじ」
- ・時間はいずれも14時~14時30分で、会場はメルヘン館メルヘンホール。申し込み不要。どなたでも無料で鑑賞できます。

【かごしまメルヘン館 226-7771】

メルヘンおりがみ教室

- ・内容 「マッチ売りの少女」を折ろう
- ・対象 4歳以上の人
- ・日時 11月27日(土) 14時~15時30分
- ・会場はメルヘン館メルヘンホールで、定員は50人(超えた場合は抽選)。参加は無料
- ・申し込み 往復はがきに参加者全員の住所、氏名、年齢、電話番号を書いて、11月15日(必着)までに〒892-0853城山町5-1かごしまメルヘン館「おりがみ教室」係へ



災害に備え、皆で助け合います！



●小野平松町内会・大口会長

「私たちの町内会では、10年来、毎年1回、防災・消火・救急訓練を行っています。背後に山、前には甲突川という地域的なこともあって、たくさんの方が自発的に声を掛け合って参加し、緊急事態に備えています。地域に起こりうる災害について、皆が認識し、協力して準備しておくことは大切です。」

私たちの生活には、日々様々な問題が生じます。その問題を同じ地域に住み、同じ問題を持つ人々が、お互いに協力し合つて解決したり、ふれあいを持つことで、明るく住みよい地域社会をつくっていくとする集まり、それが町内会です。

町内会とは：



現在、市内には六百四十一の町内会があります。

各町内会では地域の実情に合わせた、幅広い活動を行っています。今回は町内会の様々な活動の一部を紹介します。これを機会に、自分の住む町内会に興味を持ち、参加して、地域づくりを自分たちの手で進めていきましょう。

【市民生活課 216-1204】



（災害に備え、共に助け合う）

いつ、どこで起るかわからぬ災害。



（健全な青少年を育てる）

家族や学校のほかに子どもたちにとって身近なのは近隣の人々です。地域の子どもたちはどを通じて異年齢の交流を深め、子どもたちの健全な育成に寄与します。

（ふれあう）



地域には、その地域に伝わる伝統文化があります。新興団地においても、新しく自分たちで手作りの文化をつくっています。

市内では現在約7割の方が町内会に加入しています。しかし、個人生活を煩わされたくないという思いはだれもが持つことがあります。また、仕事や家庭が忙しくて、町内会の活動まではできないと考える方もいるでしょう。

他人に個人生活を煩わされたくないという思いはだれもが持つことがあります。また、仕事や家庭が忙しくて、町内会の活動まではできないと考える方もいるでしょう。

町内会に加入しましょう

○町内会についてのお問い合わせはお住まいの地域の町内会長さんか、市民生活課216-1204へ。

●辻ヶ丘町内会・笹田会長

「私たちの町内会では、あいご部と長寿部の活動が盛んです。七夕まつりやグラウンドゴルフ大会などの行事や清掃などを通じて交流を深めています。お互いに学び、喜びを分かちあう機会になっていると思います。地域と地域の人達を愛する人が増え、そのマンパワーで活性化するといいですね。」

活動にご利用ください

【公園の作業】

公園の清掃や除草などを町内会、あいご会、老人クラブなどの団体にお願いしています。公園の面積に応じて報償金を交付します。

【歩道緑地帯の管理作業】

美しく、快適なまちづくりのために、歩道緑地帯の管理(清掃、除草、水かけなど)を自主的に行っている町内会、通り会、あいご会などの団体に奨励金を交付しています。

※詳しくは公園緑化課216-1366へお問い合わせください。



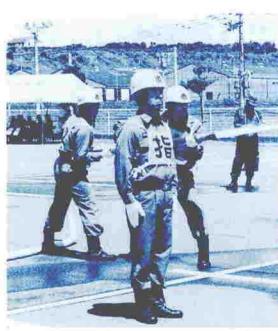
募集

消防団員

○消防団は、郷土愛護と奉仕の精神で、火災や風水害時に地域住民を守るという使命感に燃えた団体です。
○現在市内では890人の消防団員が活動しています。
○消防団への入団は随时受け付けています。

◇詳しい活動内容や入団については、お気軽に地元の消防分団長または団員へおたずねください。

【消防局警防課 227-3119】



参加者募集

応急手当講習会

かけがえのない大事な人の命を救うため、心肺蘇生法(人工呼吸法・心臓マッサージ)や止血法などを学んでみませんか。

★個人を対象 【日時】毎月19日 9時~12時
【場所】与次郎ケ浜荘ほか

★10人以上のグループを対象

期日、時間、場所はご相談ください。

※申し込みは随時受け付けています。受講料は無料。
修了者には「普通救命講習修了証」を差し上げます。

【消防局警防課 222-0119】



みんなで地域づくりに取り組もう！ まちづくりの主役は町内会です

（環境を守る）

私たちが毎日のように使うごみステーション。この多くは町内会によって管理されていることをご存じですか。

当番制で清掃をしたり、ごみゴミの回収にも積極的に取り組んでいます。また、暗い夜道を明るく照らす防犯灯の管理もしています。電球切れや暗い場所のチェックを行います。

●辻ヶ丘町内会・笹田会長

「私たちの町内会では、あいご部と長寿部の活動が盛んです。七夕まつりやグラウンドゴルフ大会などの行事や清掃などを通じて交流を深めています。お互いに学び、喜びを分かちあう機会になっていると思います。地域と地域の人達を愛する人が増え、そのマンパワーで活性化するといいですね。」

12月4日～10日は人権週間
人権尊重で明るいまちづくり



- 私たちは、だれもが自由であり、平等であり、幸せに生きていく権利を持っています。
- しかし、私たちの周囲には、女性、子ども、高齢者、障害者などに対する差別や同和問題（部落差別）など、人権を侵害するさまざまな問題があります。
- なかでも同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造によって生まれた差別で、憲法で保障された基本的人権にかかわる社会問題です。
- 人権週間は世界人権宣言が国連において採択された日（1948年12月10日）を記念して設けられました。
- この週間を機に、私たち一人ひとりがお互いの人権を尊重し合うことの重要性を認識し、差別のない明るい社会の実現をめざしましょう。

【同和対策室 216-1232】

地域別

人権問題研修会 のお知らせ

- 期間 11月10日(水)～12月9日(木)
- 場所 各地域公民館ごとに実施します。
東桜島公民館 11月10日(水) 14時～16時
伊敷公民館 11月11日(木) 10時～12時
城西公民館 11月17日(水) 10時～12時
中央公民館 11月24日(水) 10時～12時
鴨池公民館 11月30日(火) 10時～12時
吉野公民館 12月1日(水) 10時～12時
武・田上公民館 12月8日(水) 10時～12時
谷山市民会館 12月9日(木) 10時～12時

【生涯学習課 227-1961】

育てよう若い芽を

家庭、学校、地域、職場で

11月1日～11月30日は強化月間

心豊かな青少年を育てる運動

- ◇家族で、地域活動などに参加しましょう
・第3日曜日は「家庭の日」
- ◇青少年の自主的な地域活動を
推進しましょう
・第3土曜日は「青少年育成の日」
- ◇声かけによる非行防止、環境点検・
浄化活動に努めましょう

【生涯学習課 227-1961】

暴力団を街から締め出そう

暴力追放市民大会

市民の力を結集して、組織暴力をなくしましょう

○日 時 11月21日(日) 11時30分～
○場 所 甲突川左岸緑地公園
(乃木静子夫人誕生地跡)

【鹿児島三地区防犯連絡協議会 225-9090】



暴力団追放三ない運動
★暴力団を恐れない
★暴力団を利用しない
★暴力団に金を出さない

・入居者の資格
・各種控除後の平均月額所得が一千円以下の世帯であること
・自ら住むために住宅を必要としていること
・同居親族があること
・市税の滞納がないこと
・家賃の支払いにつき確実な保証人がいること
・日本国籍の人または外国人登

原則として二十万円以上六十万円で、希望する人が円滑に入居できるよう家賃減額に対する補助制度もあります。

・特定期間
平成十二年四月一日
【入居予定日】
※入居者資格審査および選定は
財市住宅公社が行います。
票、所得証明書（同居者全員）
健康保険証の写し
【申込みに必要なもの】
入居申込書、世帯全員の住民票、
所得証明書（同居者全員）

・特定期間
平成十二年四月一日
【補助の条件】
各種控除後の平均月額所得が三千二百二十円以下であること
※共益費、駐車場代などは別途
必要です。
規 模 3LDK, 2LDK
募集戸数 24戸
家 貨 99,000円～113,000円
申込期間 11月10日～30日
受け付け (株)タイムリー 224-6542
所在地 平之町10番12号
紫原5丁目42番11号
下福元町5272番地1
3LDK
10戸
10戸
66,000円～71,000円
52,000円～59,000円
11月10日～16日
(株)都市研不動産 257-0155

録を受けている人

募集 特定優良賃貸住宅入居者

あなたの住宅は安全ですか？

がけ地近接等危険住宅移転事業

【問い合わせ】建築指導課216-1358

この事業は、がけ地崩壊の恐れがある危険な場所で建築が制限されている区域などにある住宅を、安全な場所に移転する制度です。ただし、原則として昭和四十一年八月三十一日以前に建築された住宅が対象になります。

対象	限度額(万円)
除却等費	78
建築費	366
土地取得費	206
造成費	58

※申し込み方法など、詳しくは管理受託者までお問い合わせください。

□ 口まで加入できます。
今年度から会費は据え置き、見舞金を増額しました。二口加入で、最高二百六十万円の見舞金になりました。

○会員の扶養親族で、市外に居住している学生も加入できます。
見舞金の請求期間を、事故日から二年に延長しました。

十一月十九日(金)
十一月十八日(木)
十一月十七日(水)
十一月十六日(火)
十一月十五日(水)
十一月十四日(火)
十一月十三日(水)
十一月十二日(火)
十一月十一日(水)
十一月十日(木)
十一月九日(水)
十一月八日(木)
十一月七日(水)
十一月六日(火)
十一月五日(水)
十一月四日(火)
十一月三日(水)
十一月二日(火)
十一月一日(水)
十一月三十日(火)
十一月二十九日(水)
十一月二十八日(火)
十一月二十七日(水)
十一月二十六日(火)
十一月二十五日(水)
十一月二十四日(火)
十一月二十三日(水)
十一月二十二日(火)
十一月二十一日(水)
十一月二十日(火)
十一月十九日(水)
十一月十八日(火)
十一月十七日(水)
十一月十六日(火)
十一月十五日(水)
十一月十四日(火)
十一月十三日(水)
十一月十二日(火)
十一月十一日(水)
十一月十日(木)
十一月九日(水)
十一月八日(木)
十一月七日(水)
十一月六日(火)
十一月五日(水)
十一月四日(火)
十一月三日(水)
十一月二日(火)
十一月一日(水)
十一月三十日(火)
十一月二十九日(水)
十一月二十八日(火)
十一月二十七日(水)
十一月二十六日(火)
十一月二十五日(水)
十一月二十四日(火)
十一月二十三日(水)
十一月二十二日(火)
十一月二十一日(水)
十一月二十日(火)
十一月十九日(水)
十一月十八日(火)
十一月十七日(水)
十一月十六日(火)
十一月十五日(水)
十一月十四日(火)
十一月十三日(水)
十一月十二日(火)
十一月十一日(水)
十一月十日(木)
十一月九日(水)
十一月八日(木)
十一月七日(水)
十一月六日(火)
十一月五日(水)
十一月四日(火)
十一月三日(水)
十一月二日(火)
十一月一日(水)
十一月三十日(火)
十一月二十九日(水)
十一月二十八日(火)
十一月二十七日(水)
十一月二十六日(火)
十一月二十五日(水)
十一月二十四日(火)
十一月二十三日(水)
十一月二十二日(火)
十一月二十一日(水)
十一月二十日(火)
十一月十九日(水)
十一月十八日(火)
十一月十七日(水)
十一月十六日(火)
十一月十五日(水)
十一月十四日(火)
十一月十三日(水)
十一月十二日(火)
十一月十一日(水)
十一月十日(木)
十一月九日(水)
十一月八日(木)
十一月七日(水)
十一月六日(火)
十一月五日(水)
十一月四日(火)
十一月三日(水)
十一月二日(火)
十一月一日(水)
十一月三十日(火)
十一月二十九日(水)
十一月二十八日(火)
十一月二十七日(水)
十一月二十六日(火)
十一月二十五日(水)
十一月二十四日(火)
十一月二十三日(水)
十一月二十二日(火)
十一月二十一日(水)
十一月二十日(火)
十一月十九日(水)
十一月十八日(火)
十一月十七日(水)
十一月十六日(火)
十一月十五日(水)
十一月十四日(火)
十一月十三日(水)
十一月十二日(火)
十一月十一日(水)
十一月十日(木)
十一月九日(水)
十一月八日(木)
十一月七日(水)
十一月六日(火)
十一月五日(水)
十一月四日(火)
十一月三日(水)
十一月二日(火)
十一月一日(水)
十一月三十日(火)
十一月二十九日(水)
十一月二十八日(火)
十一月二十七日(水)
十一月二十六日(火)
十一月二十五日(水)
十一月二十四日(火)
十一月二十三日(水)
十一月二十二日(火)
十一月二十一日(水)
十一月二十日(火)
十一月十九日(水)
十一月十八日(火)
十一月十七日(水)
十一月十六日(火)
十一月十五日(水)
十一月十四日(火)
十一月十三日(水)
十一月十二日(火)
十一月十一日(水)
十一月十日(木)
十一月九日(水)
十一月八日(木)
十一月七日(水)
十一月六日(火)
十一月五日(水)
十一月四日(火)
十一月三日(水)
十一月二日(火)
十一月一日(水)
十一月三十日(火)
十一月二十九日(水)
十一月二十八日(火)
十一月二十七日(水)
十一月二十六日(火)
十一月二十五日(水)
十一月二十四日(火)
十一月二十三日(水)
十一月二十二日(火)
十一月二十一日(水)
十一月二十日(火)
十一月十九日(水)
十一月十八日(火)
十一月十七日(水)
十一月十六日(火)
十一月十五日(水)
十一月十四日(火)
十一月十三日(水)
十一月十二日(火)
十一月十一日(水)
十一月十日(木)
十一月九日(水)
十一月八日(木)
十一月七日(水)
十一月六日(火)
十一月五日(水)
十一月四日(火)
十一月三日(水)
十一月二日(火)
十一月一日(水)
十一月三十日(火)
十一月二十九日(水)
十一月二十八日(火)
十一月二十七日(水)
十一月二十六日(火)
十一月二十五日(水)
十一月二十四日(火)
十一月二十三日(水)
十一月二十二日(火)
十一月二十一日(水)
十一月二十日(火)
十一月十九日(水)
十一月十八日(火)
十一月十七日(水)
十一月十六日(火)
十一月十五日(水)
十一月十四日(火)
十一月十三日(水)
十一月十二日(火)
十一月十一日(水)
十一月十日(木)
十一月九日(水)
十一月八日(木)
十一月七日(水)
十一月六日(火)
十一月五日(水)
十一月四日(火)
十一月三日(水)
十一月二日(火)
十一月一日(水)
十一月三十日(火)
十一月二十九日(水)
十一月二十八日(火)
十一月二十七日(水)
十一月二十六日(火)
十一月二十五日(水)
十一月二十四日(火)
十一月二十三日(水)
十一月二十二日(火)
十一月二十一日(水)
十一月二十日(火)
十一月十九日(水)
十一月十八日(火)
十一月十七日(水)
十一月十六日(火)
十一月十五日(水)
十一月十四日(火)
十一月十三日(水)
十一月十二日(火)
十一月十一日(水)
十一月十日(木)
十一月九日(水)
十一月八日(木)
十一月七日(水)
十一月六日(火)
十一月五日(水)
十一月四日(火)
十一月三日(水)
十一月二日(火)
十一月一日(水)
十一月三十日(火)
十一月二十九日(水)
十一月二十八日(火)
十一月二十七日(水)
十一月二十六日(火)
十一月二十五日(水)
十一月二十四日(火)
十一月二十三日(水)
十一月二十二日(火)
十一月二十一日(水)
十一月二十日(火)
十一月十九日(水)
十一月十八日(火)
十一月十七日(水)
十一月十六日(火)
十一月十五日(水)
十一月十四日(火)
十一月十三日(水)
十一月十二日(火)
十一月十一日(水)
十一月十日(木)
十一月九日(水)
十一月八日(木)
十一月七日(水)
十一月六日(火)
十一月五日(水)
十一月四日(火)
十一月三日(水)
十一月二日(火)
十一月一日(水)
十一月三十日(火)
十一月二十九日(水)
十一月二十八日(火)
十一月二十七日(水)
十一月二十六日(火)
十一月二十五日(水)
十一月二十四日(火)
十一月二十三日(水)
十一月二十二日(火)
十一月二十一日(水)
十一月二十日(火)
十一月十九日(水)
十一月十八日(火)
十一月十七日(水)
十一月十六日(火)
十一月十五日(水)
十一月十四日(火)
十一月十三日(水)
十一月十二日(火)
十一月十一日(水)
十一月十日(木)
十一月九日(水)
十一月八日(木)
十一月七日(水)
十一月六日(火)
十一月五日(水)
十一月四日(火)
十一月三日(水)
十一月二日(火)
十一月一日(水)
十一月三十日(火)
十一月二十九日(水)
十一月二十八日(火)
十一月二十七日(水)
十一月二十六日(火)
十一月二十五日(水)
十一月二十四日(火)
十一月二十三日(水)
十一月二十二日(火)
十一月二十一日(水)
十一月二十日(火)
十一月十九日(水)
十一月十八日(火)
十一月十七日(水)
十一月十六日(火)
十一月十五日(水)
十一月十四日(火)
十一月十三日(水)
十一月十二日(火)
十一月十一日(水)
十一月十日(木)
十一月九日(水)
十一月八日(木)
十一月七日(水)
十一月六日(火)
十一月五日(水)
十一月四日(火)
十一月三日(水)
十一月二日(火)
十一月一日(水)
十一月三十日(火)
十一月二十九日(水)
十一月二十八日(火)
十一月二十七日(水)
十一月二十六日(火)
十一月二十五日(水)
十一月二十四日(火)
十一月二十三日(水)
十一月二十二日(火)
十一月二十一日(水)
十一月二十日(火)
十一月十九日(水)
十一月十八日(火)
十一月十七日(水)
十一月十六日(火)
十一月十五日(水)
十一月十四日(火)
十一月十三日(水)
十一月十二日(火)
十一月十一日(水)
十一月十日(木)
十一月九日(水)
十一月八日(木)
十一月七日(水)
十一月六日(火)
十一月五日(水)
十一月四日(火)
十一月三日(水)
十一月二日(火)
十一月一日(水)
十一月三十日(火)
十一月二十九日(水)
十一月二十八日(火)
十一月二十七日(水)
十一月二十六日(火)
十一月二十五日(水)
十一月二十四日(火)
十一月二十三日(水)
十一月二十二日(火)
十一月二十一日(水)
十一月二十日(火)
十一月十九日(水)
十一月十八日(火)
十一月十七日(水)
十一月十六日(火)
十一月十五日(水)
十一月十四日(火)
十一月十三日(水)
十一月十二日(火)
十一月十一日(水)
十一月十日(木)
十一月九日(水)
十一月八日(木)
十一月七日(水)
十一月六日(火)
十一月五日(水)
十一月四日(火)
十一月三日(水)
十一月二日(火)
十一月一日(水)
十一月三十日(火)
十一月二十九日(水)
十一月二十八日(火)
十一月二十七日(水)
十一月二十六日(火)
十一月二十五日(水)
十一月二十四日(火)
十一月二十三日(水)
十一月二十二日(火)
十一月二十一日(水)
十一月二十日(火)
十一月十九日(水)
十一月十八日(火)
十一月十七日(水)
十一月十六日(火)
十一月十五日(水)
十一月十四日(火)
十一月十三日(水)
十一月十二日(火)
十一月十一日(水)
十一月十日(木)
十一月九日(水)
十一月八日(木)
十一月七日(水)
十一月六日(火)
十一月五日(水)
十一月四日(火)
十一月三日(水)
十一月二日(火)
十一月一日(水)
十一月三十日(火)
十一月二十九日(水)
十一月二十八日(火)
十一月二十七日(水)
十一月二十六日(火)
十一月二十五日(水)
十一月二十四日(火)
十一月二十三日(水)
十一月二十二日(火)
十一月二十一日(水)
十一月二十日(火)
十一月十九日(水)
十一月十八日(火)
十一月十七日(水)
十一月十六日(火)
十一月十五日(水)
十一月十四日(火)
十一月十三日(水)
十一月十二日(火)
十一月十一日(水)
十一月十日(木)
十一月九日(水)
十一月八日(木)
十一月七日(水)
十一月六日(火)
十一月五日(水)
十一月四日(火)
十一月三日(水)
十一月二日(火)
十一月一日(水)
十一月三十日(火)
十一月二十九日(水)
十一月二十八日(火)
十一月二十七日(水)
十一月二十六日(火)
十一月二十五日(水)
十一月二十四日(火)
十一月二十三日(水)
十一月二十二日(火)
十一月二十一日(水)
十一月二十日(火)
十一月十九日(水)
十一月十八日(火)
十一月十七日(水)
十一月十六日(火)
十一月十五日(水)
十一月十四日(火)
十一月十三日(水)
十一月十二日(火)
十一月十一日(水)
十一月十日(木)
十一月九日(水)
十一月八日(木)
十一月七日(水)
十一月六日(火)
十一月五日(水)
十一月四日(火)
十一月三日(水)
十一月二日(火)
十一月一日(水)
十一月三十日(火)
十一月二十九日(水)
十一月二十八日(火)
十一月二十七日(水)
十一月二十六日(火)
十一月二十五日(水)
十一月二十四日(火)
十一月二十三日(水)
十一月二十二日(火)
十一月二十一日(水)
十一月二十日(火)
十一月十九日(水)
十一月十八日(火)
十一月十七日(水)
十一月十六日(火)
十一月十五日(水)
十一月十四日(火)
十一月十三日(水)
十一月十二日(火)
十一月十一日(水)
十一月十日(木)
十一月九日(水)
十一月八日(木)
十一月七日(水)
十一月六日(火)
十一月五日(水)
十一月四日(火)
十一月三日(水)
十一月二

ねんきん はぐくむ 国民年金が育むあなたの安心・ゆめ・生活設計

こんなときに、3つの安心



65歳

保険料を納め終れば
あと給付を待つばかり

60歳

豆知識 前納(一括)
年5%割引!! 払いがお得

★保険料を一括して納めると、
保険料が割り引きされ、月ごとに納めるより大変お得です。
★希望する人は、国民年金の窓口へご連絡ください。

保険料は、忘れずに納めましょう

将来、満額の年金を受けるためには、20歳から60歳になるまで40年間保険料を納めなければなりません。

豆知識 便利な口座振替(自動払込)で

★便利・安心・確実
保険料は、2年を経過すると納められなくなります。「つい」「うっかり」保険料を納め忘れてしまわないように、便利な口座振替をぜひご利用ください。わざわざ納めに行く手間が省け、手続きも簡単です。

★手続きに必要なもの
保険料の納付通知書、預(貯)金通帳、通帳使用印

★申し込みの手続きは
あなたの預(貯)金口座のある金融機関(郵便局を含む)または国民年金課、各支所の国民年金担当窓口で

人生の節目、節目には届け出を忘れずに

届け出をしなかったために、年金額が少なくなったり、年金を受けられなくなる場合がありますのでご注意を!

どんなとき	必要なもの
20歳になって初めて加入するとき	印鑑
住所・氏名が変わったとき (住民登録といっしょに)	印鑑・年金手帳
配偶者の扶養になったとき (結婚や収入の減少)	印鑑 年金手帳 健康保険証 配偶者の年金手帳
配偶者の扶養から外れたとき (離婚や収入の増加)	
勤務先を退職したとき	
免除の申請	
年金を受けようとするとき (本人からの請求が必要)	国民年金の窓口へお問い合わせください。
死亡したとき	

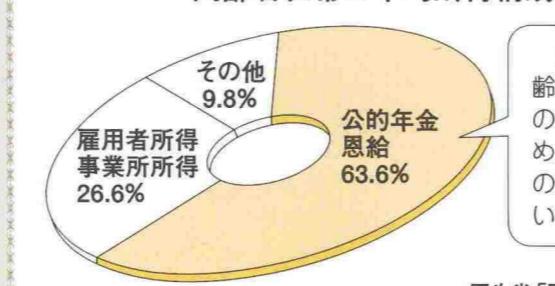
福祉ふれあいフェスティバル会場内 国民年金相談コーナー開設

国民年金に関するさまざまな相談にお答えします。

◆日時 11月14日(日) 10時~16時
◆場所 鹿児島アリーナ

※アンケートにご協力いただいた先着300人にテレホンカードなどをプレゼント!

高齢者世帯の平均所得構成



厚生省「国民生活基礎調査」

国民年金制度では、3つの基礎年金の中から一人一年金を支給します。第1号被保険者には、このほかにも独自給付(付加年金、寡婦年金、死亡一時金)があります。

●65歳になつたら…老齢基礎年金

保険料を納付した期間(免除を含む)などを合わせて25年以上ある人が、原則65歳から受けられます。
◎ただし、年金額は、保険料の免除や未納がある場合には、その期間に応じて減額されます。

年金額(11年度) 80万4,200円(満額の場合)

繰り上げ・繰り下げ請求について

老齢基礎年金は、本来65歳からの支給ですが、本人の希望によって60歳から64歳までの間に繰り上げて受けることができます。ただし、年金の減額や、障害基礎年金が支給されないなどの不利な取り扱いがあります。

また、受給開始年齢を遅らせて、増額した年金を受けることもできます。

●障害が残つたら…障害基礎年金

加入者が病気やケガがもとで、障害の状態(法に定められた)になったとき受けられます。
◎ただし、加入期間のうち3分の2以上保険料を納付(免除を含む)しているなど一定の要件があります。

年金額 1級 100万5,300円
(11年度) 2級 80万4,200円

※子がある場合は加算があります。

●大黒柱に先立たれたら…遺族基礎年金

加入者や老齢基礎年金を受けられる資格期間のある人が亡くなったとき、18歳未満の子のある妻や子が受けられます。

◎ただし、亡くなった人が加入期間のうち3分の2以上保険料を納付(免除を含む)しているなど一定の要件があります。

年金額(11年度) 80万4,200円
子ども1人につき 23万1,400円加算
3人目から 7万7,100円加算

豆知識 保険料の免除制度

★病気や経済的な事情などで保険料を納められないときには、保険料納付を免除されることがあります。(学生の保険料免除制度もあります)そのまま保険料を未納にせず、国民年金の窓口へご相談ください。

★免除が承認されると、次のような措置が受けられます。
①免除期間は、国民年金を受けるために必要な資格期間として算入されます。

②免除期間分の保険料は、10年前までさかのぼって納めることができます。

③後で納めることができなくても、免除期間分については、納めたときの3分の1の老齢基礎年金が受けられます。

20代のみなさん、特に気をつけて!
事故などで万一障害が残ったときの保障も考え、保険料はきちんと納めておくことが大事です。若い世代にとって、決して遠い将来の問題だけではないのです。

●あなたが安心するための3つの安心

誰にでも訪れる老後を安心して過ごせるように—。
思いがけない事故や病気のときにも生活が保障されるように—。

国民年金はみんなが加入して、長い人生を支えあっていく制度です。きちんと保険料を納め、しっかりと年金を受け取るために、より一層、制度に対する理解を深めるとともに、この機会にぜひ、あなたの将来を見つめてみましょう。

【国民年金課 216-1224】

国民年金のしくみ

一言でいうなら、「あなたが年を取ったとき、権利として年金を受け取るために、今、年金を必要としている人のためにお金を出す」ということ。

つまり、国民年金は、世代間で支え合う制度といえます。今は現役で働いている私たちが出している保険料と税金を合わせて、お年寄りや障害者を経済的に援助します。いつか私たちが支えを必要とするようになったときは、そのとき働いている若い人たちに援助してもらうことがあります。

A 年金制度は、国が責任をもつて運営しており、長期的な制度の安定を保ち、いつの時代もすべての人が確実に年金を受けることができるよう少なくとも5年に一度の見直しを行っています。

国民年金は、最も基本的な社会保障制度であり、国によってしっかりと守られています。

Q 経済の低成長や少子化など年金制度をとりまく環境は厳しくなっていますが、本当に将来確実に年金をもらえるのでしょうか?

あなた?に答えます
ねんきん制度Q&A

ワンポイント 国民年金と個人年金の違い

国民年金と生命保険会社などの個人年金は、同じ年金でも性格や役割が違います。

國民年金	VS	個人年金
世代間の助け合いにより公平に年金を支給する国の社会保障制度の一つ	仕組み	個人が任意に契約し、老後に受け取る一種の貯蓄
国	運営	生命保険会社など
生涯受給できる	給付	有期年金が中心
年金額の3分の1を国が負担、3分の2を保険料でまかなっている。	年金の財源	加入者の支払った保険料とその運用利息でまかなっている。
物価変動に応じて年金額がスライドするため、何十年先でも、年金の価値が保障される。	年金額	物価スライド制を取り入れていないため、物価が上昇しても契約したときの年金額
納めた保険料は「社会保険料控除」として全額所得から控除される。	税控除	最高5万円までの控除。 受け取る年金には税の控除がなく、全額課税対象となる。
全額国が負担	事務費	加入者の掛金でまかなう

※平成11年4月現在、老齢基礎年金の支給額は、月額67,016円(満額の場合)。
この額を夫婦で考えると、2倍の約13万4千円。
国民年金が老後の基本的な生活を支え、より豊かな生活のために個人年金を蓄えていくというのが理想です。

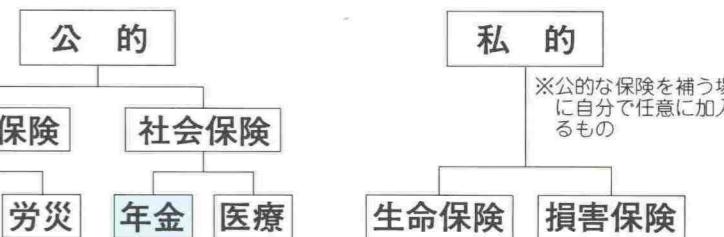
※受給資格期間が足りない人、年金額を満額まで増やしたい人など、65歳までの任意加入もあります。

知って安心

あなたの 国民年金



=保険の大まかな全体像=



=公的年金の体系=

国民年金は共通の基礎年金で、会社員や公務員は上乗せして厚生(共済)年金が受けられます。

自営業 学生 サラリーマンの妻 会社員・公務員など



=国民年金の加入者の種類=

20歳から60歳までの全員が加入します。

第1号被保険者	自営業者、農林漁業、自由業、学生など	・ご自分で加入の手続きをして、月額13,300円(11年度)の保険料を納めます。(年金を増額できる「国民年金基金制度」もあり)
第2号被保険者	厚生年金や共済組合等の制度の中で、国民年金にも自動的に加入しています。	・加入の手続きや保険料の納付は会社等で行いますので、ご自分で行う必要はありません。
第3号被保険者	サラリーマンの奥さんなど第2号被保険者に扶養されている配偶者	・保険料は、扶養者の年金制度が負担しますので、ご自分で納める必要はありません。 ・第3号被保険者としての届け出が必要です。届け出を忘れていると、保険料は未納扱になってしまいます。

※受給資格期間が足りない人、年金額を満額まで増やしたい人など、65歳までの任意加入もあります。

~110年の歩みから、よりよい明日へ~
11月は選挙制度110周年記念
明るい選挙強調月間

○明治22年(1889年)2月11日、衆議院議員選挙法が公布され、日本の選挙制度が始まってから今年で110年を迎えます。

○最近の選挙では、政治に対する無関心や不信感の増大などによって、投票率が低下しています。

○選挙は、民主政治の基礎となる大切な制度であり、有権者が意思を表明する大切な機会です。時代は変わっても、一票の大切さは変わりません。

○これからも、みんながしっかりと参加する明るい選挙を実現し、よりよい明日へつなげていきましょう。

【選挙管理委員会 216-1470】



案内

飲用井戸の衛生確保

の管理は大丈夫ですか
◆人

◆井戸の施設およびその周辺
111-1
（県道建設課 286-2111、鹿児島国道工事事務所 220-3）

◆花と緑の相談 11/10 (水) 13時~16時
12/8 (水) 13時~16時
○税務相談 11/11 (木) 13時~16時
12/9 (木) 13時~16時
○登記相談 11/11 (木) 13時~16時
12/9 (木) 13時~16時
○不動産相談 11/17 (水) 13時~16時
○建築相談 11/18 (木) 13時~16時
○行政関係申請手続き相談 11/24 (水) 13時~16時
12/1 (水) 13時~16時
○人権相談 12/2 (木) 13時~16時
◆谷山支所相談係 269-2111
○法律相談 第1・3木曜日の13時~16時
(12時受け付け抽選、定員9人)
○税務相談 11/15 (月) 10時~16時
○登記相談 11/15 (月) 13時~16時
○人権相談 11/18 (木) 13時~16時
◆伊敷支所 229-2111
○登記相談 11/11 (木) 13時~16時
12/9 (木) 13時~16時
○人権相談 11/19 (金) 13時~16時
◆東桜島支所 221-2111
○登記相談 11/15 (月) 13時~16時
12/13 (火) 13時~16時
○人権相談 11/19 (金) 13時~16時
◆吉野支所 244-7111
○登記相談 11/12 (木) 13時~16時
12/10 (火) 13時~16時
○人権相談 11/19 (金) 13時~16時
◆教育委員会 227-1921
○登記相談 11/13 (木) 13時~16時
12/11 (火) 13時~16時
○人権相談 11/20 (水) 13時~16時
◆市立病院 224-2101
○登記相談 11/14 (木) 13時~16時
12/12 (火) 13時~16時
○人権相談 11/21 (水) 13時~16時
◆消防局 222-0119
○登記相談 11/15 (木) 13時~16時
12/13 (火) 13時~16時
○人権相談 11/22 (水) 13時~16時
◆交通局 257-2111
○登記相談 11/16 (木) 13時~16時
12/14 (火) 13時~16時
○人権相談 11/23 (水) 13時~16時
◆水道局 257-7111
○登記相談 11/17 (木) 13時~16時
12/15 (火) 13時~16時
○人権相談 11/24 (水) 13時~16時

お知らせのひろば

問い合わせ

- ▶鹿児島市役所 (代) 224-1111
〒892-8677 山下町11-1
- ▶谷山支所 269-2111
〒891-0194 谷山中央四丁目4927
- ▶伊敷支所 229-2111
〒890-0003 伊敷町3162-1
- ▶東桜島支所 221-2111
〒891-1543 東桜島町863-1
- ▶吉野支所 244-7111
〒892-0871 吉野町3256-3
- ▶教育委員会 227-1921
〒892-0816 山下町6-1
- ▶市立病院 224-2101
〒892-8580 加治屋町20-17
- ▶消防局 222-0119
〒892-0816 山下町10-30
- ▶交通局 257-2111
〒890-0051 高麗町43-41
- ▶水道局 257-7111
〒890-8585 鴨池新町1-10

今月の納期

- ◆下水道受益者負担金 第3期
- ◆国民健康保険税 第6期
- 納期は11月30日まで**

市民相談

=相談は無料、対象は市民=

- ◆市民生活課 216-1205
○一般相談
(日常発生する悩みごと相談)
月曜日~金曜日(休日は除く)
9時~16時
※谷山・伊敷・吉野の各支所でも実施
- 法律相談
毎週火・金曜日と第2・4月曜日の13時~16時(事前に一般相談を受けて、法律相談が必要な人を対象に実施。予約制)
- 花と緑の相談 11/10 (水) 13時~16時
12/8 (水) 13時~16時
- 税務相談 11/11 (木) 13時~16時
12/9 (木) 13時~16時
- 登記相談 11/11 (木) 13時~16時
12/9 (木) 13時~16時
- 不動産相談 11/17 (水) 13時~16時
- 建築相談 11/18 (木) 13時~16時
- 行政関係申請手続き相談 11/24 (水) 13時~16時
12/1 (水) 13時~16時
- 人権相談 12/2 (木) 13時~16時
- ◆谷山支所相談係 269-2111
○法律相談 第1・3木曜日の13時~16時
(12時受け付け抽選、定員9人)
- 税務相談 11/15 (月) 10時~16時
- 登記相談 11/15 (月) 13時~16時
- 人権相談 11/18 (木) 13時~16時
- ◆伊敷支所 229-2111
○登記相談 11/11 (木) 13時~16時
12/9 (木) 13時~16時
○人権相談 11/19 (金) 13時~16時
- ◆東桜島支所 221-2111
○登記相談 11/15 (木) 13時~16時
12/13 (火) 13時~16時
○人権相談 11/20 (水) 13時~16時
- ◆吉野支所 244-7111
○登記相談 11/12 (木) 13時~16時
12/10 (火) 13時~16時
○人権相談 11/21 (水) 13時~16時
- ◆教育委員会 227-1921
○登記相談 11/13 (木) 13時~16時
12/11 (火) 13時~16時
○人権相談 11/22 (水) 13時~16時
- ◆市立病院 224-2101
○登記相談 11/14 (木) 13時~16時
12/12 (火) 13時~16時
○人権相談 11/23 (水) 13時~16時
- ◆消防局 222-0119
○登記相談 11/15 (木) 13時~16時
12/13 (火) 13時~16時
○人権相談 11/24 (水) 13時~16時
- ◆交通局 257-2111
○登記相談 11/16 (木) 13時~16時
12/14 (火) 13時~16時
○人権相談 11/25 (水) 13時~16時
- ◆水道局 257-7111
○登記相談 11/17 (木) 13時~16時
12/15 (火) 13時~16時
○人権相談 11/26 (水) 13時~16時

今月のことば

年末調整

9面に掲載

- ▷給与の支払を受ける人(サラリーマンなど)が、対象となります。
- ▷給与を支払う度に差し引く所得税の年間の合計額と、1年間の給与総額について納付すべき年税額とを比べて、その過不足額を精算するものです。
- ▷過不足額が生じる主な理由としては、例えば、年の途中で子供が生まれ、扶養親族に異動があった場合や、各種の保険料を支払っている場合などがあげられます。
- ▷還付金が支払われる場合だけとは限らず、逆に微収される場合もあります。



みてみよう きいてみよう

市政広報番組

【テレビ番組(30分)】市民の活動・市政の動きなどを分かりやすく紹介!

★KKB「かごしまシティーチャンネル」

11月14日(日) 12時15分~45分 ▶農業

★KYT「ホットラインかごしま」【※番組中プレゼントのお知らせあり】

11月21日(日) 7時30分~8時 ▶ボランティアと地域福祉

★MBC「市民のひろば」

11月28日(日) 10時30分~11時 ▶勤労者福祉

★KTS「ぐっとグッドかごしま」

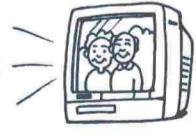
12月5日(日) 9時~9時30分 ▶歳末・年始情報

【ラジオ番組(5分)】市の行事・イベントなどタイムリーな情報を紹介!

★エフエム鹿児島…毎週土曜日 20時55分~21時

★鹿児島シティエフエム…毎週日曜日 9時30分~9時35分、毎週月曜日 7時55分~8時

★MBCラジオ…毎週日曜日 16時55分~17時



【広報課 216-1133】

市営施設ガイド



維新ふるさと館

～チャレンジ！幕末科学講座Q & A～

◇幕末、いち早く近代技術が芽生えた鹿児島。この「幕末科学講座Q & A」では、当時の鹿児島の驚くべき先進技術を紹介しており、クイズに答えると誰でも幕末物知り博士になれる。

◇また、西郷さんや大久保さんたち7体のロボットが語り合うドラマ「維新への道」も好評上映中。

◇明治維新を楽しく学べるハイテクミュージアム維新ふるさと館で、この秋、かごしまの熱き心に触れてみませんか。

▷開館…年中無休、9時～17時（入館は16時30分まで）

▷入館料…一般（高校生以上）は300円、小・中学生は150円（20人以上の団体2割引）

[地階1階・テーマ展示室 I]



幕末科学講座Q & Aコーナー



駆け出し 【親子体操・カンガルー】

■活動は、毎週金曜日の午前10時から。メンバーは二十二組。
■会についてのお問い合わせは、中野由佳さん

239・2725まで。

■平成6年に産声をあげた城西公民館の自主学習グループ。
■活動は、毎週金曜日の午前10時から。メンバーは二十二組。
■会についてのお問い合わせは、中野由佳さん

239・2725まで。

【親子体操・カンガルー】

■会の目的 ①親子で体を動かす
楽しさを知ろう。
②親子それぞれの友達づくり。

■内容 ボール遊び、リズム体操、

平均台、マット運動などを子ども

の体力に合わせて親子です。ま

た、お母さん同士でヨガ体操など

も行っている。

■発展 グループの親睦が深まる

につれ、活動とは別に、七夕のかざり付け、遠足、クリスマス会なども行なうようになった。クリスマス会では、親と子が協力して、帽子やビーズなどを作っている。

■ひとこと 体操だけなら家でも

できますが、楽しく体操をするな

ら親子体操・カンガルーが一番。

市花と緑の相談員 濱戸正徳

園芸あれこれ
鉢花の冬越し準備
手入れのポイント

【置き場所】ブーゲンビレアの鉢植えは、夜間の最低気温が五度程度の場所に置きます。水やりは控えめにし、半休眠の状態で冬越しさせます。軒下などで低温に保ちます。

【木や】一般的に、鉢土の表面が白っぽく乾燥したら水を十分に与えます。その際に、株が軒下などで低温に保ちます。

【球根類】ケンシラン、西洋アジサイ、ゼラニウムなどは、日中はよく日光に当て、夜は霜に当たらないよい場所に移動。

【水やり】一般的に、鉢土の表面が白っぽく乾燥させると茎が柔軟にならないように注意しましょう。

【ベランダなどの場合】（プランターに鉢を入れる）新聞紙、スポンジ、腐葉土などをつめて保温

編集後記

◆黄葉、紅葉が照り映え、菊芋の季節。秋の風情が漂う。秋の本市は、十一月十五日まで。

◆「秋の全国火災予防運動」は、十一月九日から十五日まで。特に、住宅火災による高齢者などの死者を減らすこと为重点です。◆寒さに向かい、火気を使う機会が多くなり、空気も乾燥します。火の取扱いや火の元の点検はしっかりと空き家や物置などの戸締まりも忘れずに。

こども情報局

●見て 聞いて ふれあって
みんなは車いすに乗ったことがあるかな。車いすに乗って街に出ると、いつも歩いているときは気がつかない障害物やちょっとした段差などが気に付かないことがあります。でも、それは実際に体験してみないと分からないことだよね。

この車いすを体験できるのが、11月14日（日）、鹿児島アリーナと永吉中央公園で行われる、「福祉ふれあいフェスティバル」です。

フェスティバルでは、車いす体験以外にも、楽しいイベントがたくさんあるんだ。

参加する予定のお二人に話を聞いてみたよ。

●ボランティアのこと、もっと知ろうよ

瀬戸口誠さん

私は、ボランティアとして参加しま

す。ボランティアの仕事は、障害者の

方を手伝ったり、会場案内などです。

障害者の方々とふれあい喜んでもら

えるのが一番うれしいです。

みんなにも、ボランティアのことを

もっと知ってほしいな。会場で私たち

に声をかけてね。

●ふうせんバレーにチャレンジ！

祝迫聖杏さん

私は、障害者の方たちといっしょに遊べるふうせんバレーにチャレンジしたいです。実は、まだこのスポーツを

したことがないので、今からとても樂しみなんです。

大きくふくらませたふうせんを、思

いつきりアタックしてみたいな。

みんなでいっしょに体験しよう！

●いつしょに体験して感じよう

吉野東小学校 聖杏さん

フェスティバルについて、くわしく

は今月号の市民のひろば2面にあるよ。

みんなでいっしょに体験しよう！

●いつしょに体験して感じよう

福井東小学校 聖杏さん

フェスティバルについて、くわしく

は今月号の市民のひろば2面にあるよ。

みんなでいっしょに体験しよう！

●いつしょに体験して感じよう

福井東小学校 聖杏さん

フェスティバルについて、くわしく

は今月号の市民のひろば2面にあるよ。

みんなでいっしょに体験しよう！

●いつしょに体験して感じよう

吉野東小学校 聖杏さん